大阪市と公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部との

空家等対策に資する不動産無料相談会の実施に関する協定書

　大阪市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部（以下「乙」という。）は、区役所で実施する専門相談として、空き家問題、不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談にかかる相談員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

1. 近年社会問題となっている空き家に関する周辺とのトラブルを未然に防止するための相談をはじめ、市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談に応じて助言を行い市民の利益保護に資することを目的とする。

（期間）

第２条　本協定書の有効期限は、協定締結日より平成32年３月31日までとする。

ただし、期間満了の60日前までに甲と乙双方から特に申し出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間有効期限が延長され、その後も同様とする。

（名称）

第３条　相談の名称は、「不動産無料相談会」（以下「相談会」という。）とする。

（役割）

第４条　甲は、相談会の実施にあたっては市民に対して周知を行うとともに、プライバシーに配慮した場所を無償で提供する。

２　乙は不動産に関する専門的知識を有した相談員を派遣し、市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談等に応じて助言を行う。

（相談会の実施方法等）

第５条　相談会の開催時間、場所、受付方法、相談員の派遣人数その他の各区役所の相談会の実施に必要となる事項については、甲の各区役所担当者と乙の各支部担当者にて協議する。

２　甲の各区役所からの相談会開催の要請が過大となった場合など、実施方法について全体調整が必要な事案が発生した場合には、甲、乙双方にて協議する。

（遵守事項）

第６条　乙は相談員に、以下の事項について遵守させる。

(1) 相談内容の秘密を厳守し、大阪市個人情報保護条例等に基づき個人情報を保護する。

(2) 相談には全て無償で応じることとし、営業行為を行わない。

（苦情、紛争等の対応）

第７条　相談会において苦情、または紛争等が生じた場合には、乙が責任をもって解決にあたり、甲では一切の責任を負わないものとする。

（費用）

第８条　相談員の派遣にかかる一切の費用については、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第９条　この協定書に関して疑義が生じたときは、甲と乙双方で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名の上、各自１通を保管する。

平成31年３月４日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市長　　（自　署）

乙　大阪市中央区谷町１丁目３番26号

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長　　　 （自　署）